

大和市小児医療費助成条例の一部改正(案)

について意見を募集します

～小児医療費助成における所得制限廃止について～

本市では、子育て支援施策の一環として、健全な育成や健康の増進を支援するため中学校卒業までの児童を対象に、小児医療費助成事業を実施しています。

現在は、1歳児以上の保護者に所得制限を設け、入院と通院に係る保険適用の自己負担額を助成していますが、このたび、子どもが等しく必要な医療を受けられる環境を整え、子育て支援の充実を図るため、小児医療費助成における所得制限の廃止を検討しています。

この条例改正案について、広く皆様の意見を募集します。

1. 小児医療費助成制度について

市内に住所があり健康保険に加入している中学校卒業までの児童が、病気やけがにより医療機関を受診した場合、保険診療の自己負担分(2割または3割)を助成する制度です。

2. 改正内容

小児医療費助成事業において、所得制限を廃止します。

【現行】1歳児以上は所得制限あり ※

対象者	助成内容
0歳児	通院・入院 <所得制限なし>
1歳児～ 中学校卒業まで	通院・入院 <所得制限あり>

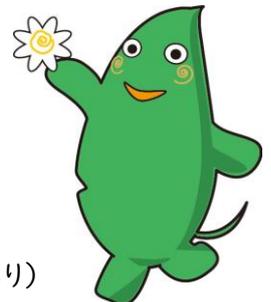


【改正後】所得制限なし

対象者	助成内容
0歳児～ 中学校卒業まで	通院・入院 <所得制限なし>

※現行の所得制限
 扶養親族の等の数 0人の場合…532万円
 1人の場合…570万円
 2人の場合…608万円
 3人の場合…646万円
 ※扶養親族等の数が1人増すごとに、
 38万円が加算されます。
 ※父母のうち所得が高い方の所得で判定します。

保護者の所得額に関わらず、
 申請に基づき、小児医療証を
 交付します。



3. 施行予定日 令和5年4月1日

(裏面あり)

4. 助成対象者数と事業費

	対象者数	事業費総額
現 行	23,806 人 (令和3年度小児医療証交付対象児童数)	約665,429千円 (令和3年度決算額)
改正後	29,647人 (見込)	約812,047千円 (見込)

5. 意見の募集期間

令和4年10月17日(月) ~ 令和4年11月15日(火)(必着)

6. 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、氏名・住所を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

- ① 窓口持参・郵送(下記問い合わせ先へ)
- ② ファクスで送信(ファクス番号 046-264-0202)
- ③ オンライン申請(e-kanagawa 電子申請)



※書式は任意です。

※電話や窓口での口頭による意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。

※寄せられた意見の概要と、それに対する市の考え方については、後日、市のホームページで公表する予定です。

<問い合わせ先>

〒242-8602

大和市鶴間1-31-7 (大和市保健福祉センター2階)

大和市 こども部 こども総務課 手当医療係

電話:046-260-5608(直通)

(午前8時30分から午後5時(土日祝日を除く))

小児医療制度の詳細については
大和市 HP をご覧ください。

